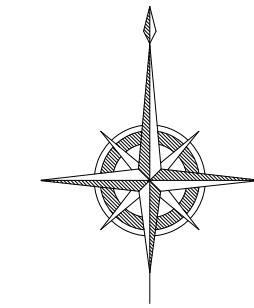


# 未就学児が日常的に集団で移動する経路等における対策必要箇所 (令和7年11月末時点)



未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検に基づき、各道路管理者が対策を実施する箇所 ①～⑩

緊急安全点検とは別に、座間市が独自に調査した結果、対策を実施する箇所 ①～⑧

②



ガードレール下への転落防止措置

④



チャッターバーの設置

⑤



路面標示または警戒標識の設置

⑥



外側線の設置

チャッターバーの設置

車止めの設置  
※対策済み

車止めの設置  
※対策済み

⑧

カーブミラーにかかる草の除去  
※対策済み

②

路面標示または警戒標識の設置

ガードレール下への転落防止措置

①

車止めの設置  
※対策済み

④

車止めの設置  
※対策済み

車止めの設置  
※対策済み

⑥

車止めの設置  
※対策済み

ポストコーンの設置

⑩

チャッターバーの設置

道路にかかる草の除去  
※対策済み

車止めの設置  
※対策済み

①

外側線の設置

③

ポストコーンの設置  
※対策済み

⑨



ポストコーンの設置

⑩



チャッターバーの設置